

提 供 資 料

平成22年11月2日
和歌山県環境生活部県民局県民生活課
消費生活班
担当 真野・中井
073-441-2345

特定商取引に関する法律に違反した訪問販売業者に対する行政処分 消火器の訪問販売事業者に業務停止命令（3か月） (近畿6府県による初の同時行政処分)

平成22年11月2日付けで、和歌山県は、訪問販売により不当な取引行為を行っていた消火器販売業者に対し、特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という。）第8条第1項に基づき行政処分（業務停止命令 3か月）を行いましたので、特定商取引法第8条第2項の規定に基づき公表します。

また、和歌山県消費生活条例（以下、「条例」という。）の規定にも違反していることが認められたため、条例第18条の2の規定に基づき情報提供します。

なお、当該情報提供をするにあたり、同社に対して意見を述べる機会を付与しましたが、提出期限までに意見書の提出がありませんでした。

当該処分は、近畿6府県（京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）が同時に行政処分に至ったものでありますので申し添えます。

当県が特定商取引法に基づく行政処分を行うのは2件目ですが、業務停止命令を行うのは初めてのことです。

加えて、近畿6府県による同時処分につきましても初めてのことです。

1 事業者の概要

商 号 株式会社ユウキニッショ一

代 表 者 代表清算人 古賀 孝雄

所 在 地 大阪府大阪市淀川区西中島六丁目3番24号431号室（商業登記簿上の本店所在地）

*調査時点における営業拠点所在地

本 店：大阪市天王寺区寺田町一丁目3番14号

京都支店：京都市伏見区深草小久保町295番1

神戸支店：兵庫県明石市小久保6-4-5

奈良支店：奈良市法蓮町153-5

資 本 金 1,000万円

設 立 平成3年6月18日

従業員数 約100名

業務内容 消火器の販売及び古い消火器の処分

販売価格 消火器の販売価格は約1万円～1万5千円程度、回収のみ2,940円

売 上 高 約2億円（平成22年3月期）

参考事項 平成22年10月21日、株主総会において解散決議がなされ、古賀孝雄氏を清算人に選任し、現在清算中の法人として存続している。

2 業務停止命令（特定商取引法第8条第1項）の内容

平成22年11月3日（水）から平成23年2月2日（水）までの3か月間、特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 訪問販売に係る売買契約及び役務を有償で提供する契約（以下、「役務提供契約」という。）の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

3 行政処分の対象となる違反事実

(1) 氏名等販売目的不明示【特定商取引法第3条】

同社の従業員は、訪問販売をするため消費者宅を訪れた際、「今、この辺のお宅回って、古い消火器見せてもらってるんです。お宅には古い消火器ありますか。」、「古い消火器見せて。」などと告げ、その勧誘に先立って、その相手方に対して、販売業者の名称、販売契約の締結について勧誘する目的である旨および当該勧誘にかかる商品の種類を明らかにしていませんでした。

これは、条例に定める違反行為（不当な取引行為、条例第18条第1項第1号）にも該当します。

(2) 契約書面記載不備【特定商取引法第5条】

同社は契約の締結に当たり、契約の相手方に交付する契約書面に「法人の代表者名」及び「申込者等が、事業者が特定商取引法第6条の規定に違反して契約の申込みの撤回又は契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は事業者が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回又は契約解除を行わなかった場合には、当該事業者が交付した特定商取引法第9条第1項のただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができる」旨の事項を記載していました。

4 勧誘事例

(1) 貴社販売員aは、平成22年4月ころの午後、消費者A宅を訪問し、同人に対して「今、この辺のお宅回って、古い消火器見せてもらってるんです。お宅には、古い消火器ありますか。」等と申し向け、その販売目的等を明示することなく、消費者Aに古い消火器を出させ、更に販売員aは「古い消火器処分するんやったら、お金いただいてるんです。1本、2千なんばかで引き取りますよ。新しい消火器買ってくしたら、古い消火器の処分代は2本分だけで良いですよ。残りの消火器の処分代は、サービスしちゃいますよ。」と申し向けた。

消費者Aは販売員のその言葉を聞いて思案していたところ、更にもう1人の販売員bが消火器を積んだ台車を押しながら現れた。

消費者Aは明確な購入の意思表示をしていなかったものの、販売員aは、その返事を聞くことなく、「そしたら契約しましょか。玄関の方へ行きましょか。」等と申し向け、その記載内容に不備が認められる契約書面を使用して契約書を作成した。

消費者Aは消火器の購入について「消火器1本1万5,000円は、高いんとちや

うんかなあ。今断つたら悪いやろうなあ。」等と悩んでいたが、販売員aに言われるがまま契約書に必要事項を記載して契約してしまい、代金を支払った。

このとき販売員aから当該契約のクーリングオフについての説明は、一切なかった。

- (2) 消費者Bが1人で留守番中の平成22年5月ころの午後、貴社販売員cが消費者B宅を訪問し、消費者Bに対して「こんにちは。古い消火器見せて。」等と申し向け、その販売目的等を明示することなく、消費者Bに古い消火器を出させ、同消費者の意思を確認することなく、その記載に不備が認められる契約書面を作成のうえ、新しい消火器を販売し、代金を支払わせた。

その際、クーリングオフに関する告知等一切しなかった。

後日、消費者の実母が当県自治体に相談し、クーリングオフ手続きを行い、クーリングオフ手続きから約1か月後に購入代金等全額の返済を受けた。

5 参考事項

- (1) 同社の相談件数【各府県別】

下記一覧表のとおり。

	和歌山県	大阪府	兵庫県	京都府	滋賀県	奈良県	計
平成20年度	—	79	14	4	—	7	104
平成21年度	—	161	39	20	10	9	239
平成22年度	3	66	63	44	8	8	192
計	3	306	116	68	18	24	535

- (2) 関係法令（抜粋）

特定商取引に関する法律 (定義)

第二条 この章及び第五十八条の四第一項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う役務の提供

（訪問販売における氏名等の明示）

第三条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その

勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

第五条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 営業所等以外の場所において、商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき（営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）。

二 営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき。

三 営業所等において、特定顧客と商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

（業務の停止等）

第八条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第七十条の二 第八条第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十七条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第七十条の二 三億円以下の罰金刑
- 二 第七十条又は第七十条の三から前条まで 各本条の罰金刑

和歌山県消費生活条例

(不当な取引行為の禁止等)

第18条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

(1) 消費者に対し、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し、心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(情報の提供)

第18条の2 知事は、この条例の他の規定に定めるものほか、県民の消費生活の安定及び向上を図り、消費者被害の発生及び拡大を防止するため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

和歌山県消費生活条例施行規則

(不当な取引行為)

第3条 条例第18条第1項第1号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(11) 商品等の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為